○東北地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　塩竈市港町二丁目一二七番から同市尾島町三五番九まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○東北地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十七号　山形県最上郡最上町大字向町字村尻五二三番一から同町大字若宮字上太郎田一六三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百二十五号東京都市計画都市高速鉄道事業京浜急行電鉄本線及び空港線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第百四十五号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第一号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百二十六号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第二号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百二十七号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第三号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百二十八号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第四号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百二十九号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第五号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし